

青森県報

号外第二十九号

平成十六年
三月三十一日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

青森県病院事業財務規則の一部を改正する規則

青森県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県財務規則の一部を改正する規則

訓 令

青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県出稼労働者相談員規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤ダム監視員規程の一部を改正する訓令

告 示

青森県報発行規程の一部を改正する規程

青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程

出納長の事務の一部委任の一部改正

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則	(総務学事課)	一
青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一
青森県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則	(環境政策課)	二
青森県病院事業財務規則の一部を改正する規則	(健康医療課)	二
青森県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(監 理 課)	二
青森県財務規則の一部を改正する規則	(経 理 課)	三
訓 令		
青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令	(政策推進室)	四
青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令	(秘 書 課)	五
青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令	(総務学事課)	五
青森県出稼労働者相談員規程の一部を改正する訓令	(労政・能力 開 発 課)	八
青森県非常勤ダム監視員規程の一部を改正する訓令	(河川砂防課)	八
告 示		
青森県報発行規程の一部を改正する規程	(総務学事課)	八
青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程	(統計情報課)	九
出納長の事務の一部委任の一部改正	(経 理 課)	九

規 則

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則(昭和六十一年四月青森県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「設置された機関」の下に「(出先機関として設置された機関を除く。)」を、「規定する出先機関」の下に「及び同項の規定に基づき出先機関として設置された機関」を加え、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条の表専用料の項を削る。

別記様式中

冊 数	冊 数	冊 数	冊 数
冊 数	冊 数	冊 数	冊 数

を

冊 数 に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則（昭和三十七年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二号(ハ)中「三沢高等技術専門校長」を「八戸工科学院長」に改め、同号(中)「木造高等技術専門校長」を「弘前高等技術専門校長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、次の表の上欄に掲げる公舎管理者が行った承認その他の行為又は当該公舎管理者に対して行った申請その他の行為は、それぞれ同表の下欄に掲げる公舎管理者が行った承認その他の行為又は当該公舎管理者に対して行った申請その他の行為とみなす。

三沢高等技術専門校長	八戸工科学院長
木造高等技術専門校長	弘前高等技術専門校長

青森県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

青森県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

青森県浄化槽法施行細則（昭和六十年十月青森県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の総務室」を削り、同条第三項中「午後四時四十五分」を「午後五時」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県規則第三十四号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県病院事業財務規則の一部を改正する規則

青森県病院事業財務規則（昭和三十七年四月青森県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「薬剤部長」を「医療局の薬事事務担当の部長」に改め、同条第四項中「青森県立中央病院薬剤部長」を「青森県立中央病院の医療局の薬事事務担当の部長」に改め、同条に次の一項を加える。

5 次条第一項の分任出納員は、次長である出納員が不在の場合において、青森県立中央病院にあつては青森県立中央病院長、青森県立つくしが丘病院にあつては青森県立つくしが丘病院長から当該出納員に代わつてその職務を執行することを命ぜられたときは、その職務を執行する間に限つて出納員に命ぜられた者とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(分任出納員)
第二条の二 次長である出納員の事務を補助させ、又は次長である出納員の事務の一部の委任を受けて会計事務をつかさどらせるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第一項に規定するその他の会計職員として分任出納員を置く。

2 分任出納員は、事務局の収入及び支出の会計事務担当の課長の職にある者を命ずるものとする。

第十五条第一項中「である出納員」の下に「（第二条第五項の規定により出納員に命ぜられた者とされた者を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十四条第二項中「企業出納員」を「次長である出納員」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県規則第三十五号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成十五年三月青森県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の総務室」を削り、同条第三項中「午後四時四十五分」を「午後五時」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十六号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「知事部局の政策審議監、部長、事務局長」を「本庁の部長、特別対策局長、出納局事務局長」に改める。

第七十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「法第二百三十一条の三第三項の規定」を「国税又は地方税の滞納処分の例」に、「地方税法」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）（第五十三条第四項及び第五項並びに地方税法）」に改め、同項に次の二号を加える。

五 債務者である法人の清算が終了した場合の当該債務者に係る債権（当該法人の債務につき弁済の責めに任ずべき他の者に対する債権がある場合において、その債権が、法人の清算が終了した者に係る債権でなく、かつ、第一号から前号まで及び次号に該当しない債権であるときを除く。）

六 破産法（大正十一年法律第七十一号）（第三百六十六条ノ十二）、会社更生法（平

成十四年法律第五十四号）（第二百四条第一項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れた債権

第二百二条第二項を削り、同条第三項中「繰替払報告書の提出を受けた」を「繰替払があつた」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十七条第二項中「郵便官署」を「郵便局」に改める。

第二百五十条の七中「第四条第六項」を「第四条第七項」に改める。

第二百五十二条第一項中「第二百三十八条第二項」を「第二百三十八条第三項」に改める。

第三百五十条第一項中「及び分任出納員」を「分任出納員及び前渡資金取扱者」に改める。

別記第一の第四条第六項中「行なつ」を「行つ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 入札者は、契約担当者等から入札金額の内訳を記載した書面の提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。

別記第二の第四十条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第81号）第87条第一項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第64号）

第6条第一項及び第二項に定める部分の（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修繕又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、

10年とする。

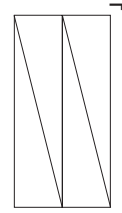
別記第二の別添の裏面の2中「印刷費」を「印刷費」に改める。

別表第一中「青森県消費生活センター」、「青森県立三沢高等技術専門学校」及び「青森県立木造高等技術専門学校」を削る。

第七十一号様式を次のように改める。

第七十一号様式 別添

第百四十四号様式の（その一）を削り、同様式の（その二）中「公所用」を削り、「公所用」を「折衝費」に、



「出納簿」を「出納(共用)」に改め、同(その二)の注を次のように改める。
 (票)登記簿(票)登記簿
 注1 「命令機関」欄は、必要に応じて記載事項を修正の上使用することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 第四百四十四号様式の(その二)を同様式とする。

第四百四十八号様式の(その二)中

出納簿(票)登記簿	要求課	省略
	受領課	
納入期限	年	日
	月	
納入場所		

を

出納簿(票)登記簿	済	省略
-----------	---	----

に、

使用目的				

を

	使用目的

に改め、同(その二)の注のうち「(その一)

)本行用」を削る。

第四百五十八号様式の(その二)を削り、同様式の(その二)中「公所用」を削り、

「公所用」を「所属名」に、

を

	配当累計額
--	-------

に、

「出納簿」を「出納(共用)」に改め、同(その二)の注を次のように改める。
 (票)登記簿(票)登記簿
 注1 「命令機関」欄は、必要に応じて記載事項を修正の上使用することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 第四百五十八号様式の(その二)を同様式とする。

附 則

- この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一百七条第二項及び第二百五十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正前の青森県財務規則により調製した物品購入(修繕・改造)調書、供用物品受領書及び物品交換調書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

訓

令

青森県訓令甲第二十四号

庁 中 一 般

青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令

青森県広報・広聴事務に関する規程(平成元年三月青森県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「各部」を「各部局」に、「第七条に規定する部」を「以下「組織規則」といふ。」第七条に規定する部及び局並びに組織規則第九条第一項に規定する出納局」に改める。

第四条の見出しを「(広報広聴総括責任者)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

各部門に広報広聴総括責任者を置く。

2 広報広聴総括責任者は、企画調整報道監をもって充てる。

第四条第三項中「広報広聴総括担当者」を「広報広聴総括責任者」に、「各部」を「各部門」に、「政策推進室」を「広報広聴室」に改める。

第五条の見出しを「(広報広聴責任者)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

各課室(組織規則第八条第一項の表の下欄に掲げる課及び室並びに経理課及び出納課をいう。以下同じ。)及び組織規則第六条第三項の規定に基づき本庁に設置される機関に広報広聴責任者を置く。

2 広報広聴責任者は、原則としてグループリーダーに相当する職にある者とし、当該所属の長が命ずる。

第五条第三項中「広報広聴担当者」を「広報広聴責任者」に、「各課の分掌事務」を「各課室の広報広聴責任者にあつてはその分掌事務、組織規則第六条第三項の規定に基づき本庁に設置される機関の広報広聴責任者にあつてはその分掌事務」に、「広報広聴総括担当者及び政策推進室」を「広報広聴総括責任者及び広報広聴室」に改める。

第六条第一項中「広報広聴総括担当者」を「広報広聴総括責任者」に、「各部」を「各部門」に、「広報広聴担当者」を「広報広聴責任者」に、「政策審議監」を「特別対策局長」に改め、同条第一項中「政策審議監」を「特別対策局長」に、「各部」を「各部門」に、「政策推進室」を「広報広聴室」に改める。

第七条第一項中「政策審議監」を「特別対策局長」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 広報広聴連絡会議は、特別対策局長、広報広聴室長、広報広聴室長が指名する広報広聴室の職員及び広報広聴総括責任者をもって構成する。

第七条第三項中「政策審議監」を「特別対策局長」に、「政策推進室長」を「広報広聴室長」に、「政策推進室の」を「広報広聴室の」に改め、同条第四項中「政策審議監」を「特別対策局長」に改め、同条第五項中「政策推進室」を「広報広聴室」に改める。

第九条の見出し中「政策審議監」を「特別対策局長」に改め、同条中「政策審議監」を「特別対策局長」に、「広報広聴総括担当者」を「広報広聴総括責任者」に改める。

第十条の見出しを「(広報広聴責任者会議)」に改め、同条中「各部」を「各部門」に、「広報広聴総括担当者」を「広報広聴総括責任者」に、「広報広聴担当者会議」を

「広報広聴責任者会議」に改める。

第十一条中「政策審議監」を「特別対策局長」に改める。

別表を削る。

附則
この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令

青森県庁議運営規程(昭和三十七年四月青森県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「政策審議監、部長」を「部長、特別対策局長」に改め、同条第四項の表政策審議監の項を削り、部長の項の次に次のように加える。

特別対策局長 特別対策局長が指名する室長

第二条第四項の表公営企業局長の項中「公営企業局長が指名する次長」を「公営企業局次長」に改める。

第四条第六号中「(政策推進室を含む。)」を削る。

第九条中「政策審議監、部長」を「部長、特別対策局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「もの並びに」を「もの及び」に改め、「行政改革・公社等改革推進チーム、原子力施設安全検証チーム、自治体病院機能再編成推進チーム、食の安全・安心対策チーム、イベントプロジェクトチーム及び」（以下「チーム」という。）並びに県境再生対策室及びI T E R 誘致推進室」を削り、同条第二号中「もの」の下に「及び組織規則第六条第三項の規定に基づき設置された青森県I T E R 誘致推進東京連絡事務所」を加える。

第九条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 特別対策局長印

第九条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条の表中政策審議監印の項を削り、「除く。」の下に、「特別対策局長印」を、「分掌する課」の下に「並びに広報広聴室」を加え、スポーツ振興局長印の項を削る。

第二十二條第一項の表第一号アウを削り、同アロ中「部長」の下に「特別対策局長及び」を加え、同ロを同アウとし、同ア中ウを削り、ウをロとし、同ロ中「ウ」を「ロ」に改める。

第三十一条中「政策審議監」及び「スポーツ振興局長」を削る。

第三十五条第一項中「スポーツ振興局長」及び「政策審議監」を削る。

別表第一の一(一)中

青森県政策審議印	青森県印	青森県チームリーダー印
----------	------	-------------

を

青森県印	青森県印
------	------

に

青森県環境衛生部入スポーツ振興局長印	青森県部課長印	青森県部室長印
--------------------	---------	---------

を

青森県部課長印	青森県部課長印
---------	---------

に改め、同表の2の表中

政策審議監印	24	特別対策局長印	24
出納局事務局長印	24	特別対策局長印	24
入スポーツ振興局長印	24	出納局事務局長印	24

に改める。

別表第二中政策推進室の項から原子力施設安全検証チームの項までを削り、

企画振興部	企画	課	青森県
企画振興部	市町村	課	青森県
企画振興部	新幹線・交通	課	青森県
企画振興部	情報	課	青森県
企画振興部	統計	課	青森県

を

企画政策部	政策調整	課	青森県
企画政策部	企画	課	青森県
企画政策部	市町村	課	青森県
企画政策部	新幹線・交通	課	青森県
企画政策部	情報	課	青森県
企画政策部	統計	課	青森県

に

青森県立木造高等技術専門校	木高技専
青森県立障害者職業訓練校	障 訓

を

青森県立弘前高等技術専門校木造校	弘高技専木
青森県立八戸工科大学院三沢校	八工学三
青森県立障害者職業訓練校	障 訓
青森県INTER誘致推進東京連絡事務所	青INTER東

に改める。

別表第三青森新幹線事務所の項及び七戸新幹線事務所の項を削る。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県出稼労働者相談員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県出稼労働者相談員規程の一部を改正する訓令

青森県出稼労働者相談員規程（昭和四十七年四月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「県外情報センターの長」を「青森県東京事務所長」に改める。

第五条中「県外情報センター」を「青森県東京事務所」に改め、「県外情報センター」の「を削り、「次のとおり」を「三人」に改め、同条各号を削る。

第一号様式中「冊糺漏 冊糺センター」を「冊糺東京事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤ダム監視員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤ダム監視員規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤ダム監視員規程（平成十年三月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

別表青森県土整備事務所の項の次に次のように加える。

八戸県土整備事務所	新井田川世増ダム
-----------	----------

第二号様式中「総務脚廻」「河川砂防除脚廻」及び「脚廻」を削る。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百二十九号

青森県報発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県報発行規程の一部を改正する規程

青森県報発行規程（昭和五十一年三月青森県告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「規定する出先機関」の下に「及び同規則第六条第三項の規定に基づき出先機関として設置された機関」を加える。

第四条第一項第一号中「機関を」を「機関（出先機関として設置された機関を除く以下同じ。）を」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県告示第二百三十号

青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程

青森県人口移動統計調査規程（平成十二年三月青森県告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「~~青森県人口移動統計調査規程~~」を「~~青森県人口移動統計調査規程~~」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県告示第二百三十一号

昭和四十九年四月一日青森県告示第二百十七号（出納長の事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

出納員の項の表中

<p>一 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「規則」という。）第七條第一項第三号に規定する収入金のうち知事部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、公安委員会、警察本部、地方労働委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局（以下「本庁」という。）に属する収入金で分任出納員が取り扱う収納事務</p> <p>二 本庁（教育委員会事務局、公安委員会及び警察本部を除く。）に属する物品の出納及び保管並びにこれらに附帯する事務</p>	<p>本庁（教育委員会事務局、公安委員会及び警察本部を除く。）に属する入札保証金及び契約保証金の収納事務</p>
---	--

を

知事部局（公所を除く。）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、地方労働委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局（以下「知事部局等」という。）に属する物品の出納及び保管並びにこれらに附帯する事務

一 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「規則」という。）第七條第一項第三号に規定する収入金のうち知事部局等、教育委員会事務局（公所を除く。以下同じ。）、公安委員会及び警察本部に属する収入金で分任出納員が取り扱う収納事務

二 知事部局等に属する入札保証金及び契約保証金の収納事務

に、「環境保全部、水稻栽培部、水

稲育種部、水田利用部及び病害虫防除室」を「黒石市に置かれる内部組織、藤坂稲作研究部及び砂丘研究部」に、「畑作園芸試験場」を「グリーンバイオセンター、畑作

園芸試験場、フラワーセンター」に改め、「事務局次長の職にある出納員」の次に「又は青森県病院事業財務規則（昭和三十七年四月青森県規則第三十二号）第二十条第五項に規定する出納員」を加え、「薬剤部長」を「医療局の薬事事務担当の部長」に改め、分任出納員の項の表中「経理課長の職」を「出納課長の職」に改め、「の畜産試験場養鶏部及び」及び「経理課長及び」を削り、同表に次のように加える。

青森県立中央病院及び青森県立つくしが丘病院の事務局次長の職にある出納員が、出納長の事務の一部を委任された事務のうち、支出負担行為の確認に関する事務	青森県立中央病院及び青森県立つくしが丘病院の分任出納員
---	-----------------------------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭